

2月1日(月)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
国民健康保険税(普通徴収)	7期	2月1日(月)	6期	12月28日(月)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	7期	2月1日(月)	6期	1月4日(月)
町県民税(普通徴収)			4期	12月28日(月)

問 町税務課 ☎0187(84)4902

申告はお済みですか?

償却資産(固定資産税)の申告は2月1日(月)まで

平成28年1月1日現在で美郷町内に償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、平成28年度償却資産として申告する必要があります。

平成27年度に申告された方および課税された方には申告書を送付していますが、送付されない方でも償却資産を所有している場合は申告してください。

申告用紙配布
申請場所

・役場税務課
・六郷出張所・仙南出張所

申請期限

2月1日(月)

Q.1 償却資産ってなんですか?

- A.1 償却資産とは農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは償却資産(固定資産税)に含みません。
- ①耐用年数が1年未満の資産
 - ②取得価格が10万円未満の少額償却資産
 - ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
 - ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q.2 使っていない資産も申告の対象になりますか?

- A.2 まだ使用していない、または現在使用してなくても稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

Q.3 償却資産が少ないのですが申告が必要ですか?

- A.3 償却資産の所有者は法令により申告する義務があります。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

問 町税務課 ☎0187(84)4902(内線1303)

生涯学習課

平成27年度 第5回美郷いきいき大学を開催します

高齢者が心身の健康を保持し、学びや人とのふれあいを通じて新しい喜びと楽しみを見つけるための講座として、美郷いきいき大学を開催しています。町内に住む60歳以上の方であればどなたでも参加できます。初めて参加を希望する方は、気軽に下記担当までお問い合わせください。

内 容 ● 簡単な教材を使って学ぶ「救急法講座」

もし目の前で人が倒れたら…いざという時に大切な人を守るための救急法を簡単な教材を使って学びます。お年寄りに不安な、病気や事故についてもお話します。

申込方法 ● 電話で下記へお申し込みください。

申込期限 ● 1月15日(金)

申・問 ● (仙南)美郷町公民館 ☎0187(84)4915
(六郷)美郷町中央ふれあい館

☎0187(84)2822

(千畑)美郷町北ふれあい館 ☎0187(87)6550

開催対象地区	開催日時	会 場
仙南 六郷	1月21日(木) 午後2時~	美郷町公民館 ホール
千畑	1月22日(金) 午後2時~	美郷町北ふれあい館 多目的ホール

問 町教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎0187(84)4915

職業訓練団体が行う講習会等の受講料を助成します

町では、求職者や在職者の職業能力向上や就労支援を図るため、職業訓練団体が行う講習会等の受講料を、受講者の方に補助金として交付します。

- 対象** ● 次の①、②をすべて満たしていること
- ① 県内各地区の職業訓練協会が行う、特別教室ならびに技術検定であること
 - ② 美郷町に居住する方で、個人が負担する受講料であること

助成金額 ● 受講料の全額

申請方法 ● 受講後、次の書類を添えて下記へ申請してください。

- ・ 美郷町職業訓練等支援事業費交付申請書
- ・ 受講内容と金額が確認できる書類の写し

■補助金交付までの流れ

受講 → 町に交付申請 → 町から交付決定 → 町に請求書を提出 → 補助金交付

美郷町資格取得サポート事業

求職者の資格取得を助成します

町では、求職者の就業機会の拡大を図るため、就職に役立つ資格を取得した方に対し、研修等の受講料等の一部を助成します。

- 対象** ● 次の①～③をすべて満たしていること。
- ① 美郷町に居住する60才未満の方で、個人が負担する受講料等の支払いを行った方
 - ② 研修開始時に就職を希望している方で、公共職業安定所での求職活動を行っている方
 - ③ 町税を完納している方

助成金額 ● 受講料等の半額（上限5万円）
ただし、1人につき1件/年

申請方法 ● 資格取得後、次の書類を添えて下記へ申請してください。

- ・ 美郷町資格取得サポート事業費交付申請書
- ・ 受講内容と金額が確認できる書類の写し
- ・ 取得資格証、住民票、納税証明書、ハローワークカードの写し

■補助金交付までの流れ

受講・支払・資格取得 → 町に交付申請 → 町から交付決定 → 町に請求書を提出 → 補助金交付

事業主の皆さん、ご利用ください 正規雇用者育成支援事業

町では、事業者の人材育成にかかる負担軽減と、正規雇用者の職場定着を促進するため、新卒者を正規雇用した事業者に助成金を交付しています。ぜひご利用ください。

- 対象** ● 平成25年4月1日以後に新卒者(※1)を正規雇用(※2)した事業者(※3)で、右記の①～⑤を満たしていること

- (※1) 町内に住所を有する者で、高校、大学、専修学校を卒業して3年以内の未就職者
- (※2) 雇用期間の定めのない正規の従業員として、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結しての雇用
- (※3) 町内に民営事業所を有する個人または法人

- ① 町税を滞納していないこと
- ② 正規雇用者の職場が町内に所在する事業所であること
- ③ 正規雇用者を雇用保険被保険者として3カ月以上雇用していること
- ④ 雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から助成金交付申請書を提出する日までの間において、事業主都合による離職者がいないこと
- ⑤ 正規雇用者は事業者（法人の場合は代表者）の三親等以内の親族でないこと

助成金額 ● 正規雇用者1人につき18万円

申請方法 ● 雇用してから3カ月以降に、下記へ申請してください。

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

あなたが撮影した 美郷町の魅力風景・イベント写真を募集します(第2弾)

美郷町の魅力あふれる自然環境や観光地を広くPRしていくため、観光パンフレットやホームページ等で使用する写真を募集します。

募集期限 ● 2月17日(水)

譲渡方法 ● 審査の結果、採用となった作品については、町と譲渡契約を結び有償(10,000円)にて譲渡していただきます。※著作権を含む

※詳しい募集内容等については、町ホームページをご覧ください。

■次の写真を募集します

(1)風景部門

- ① 美郷の四季 ② 美郷の水風景
- ③ 美郷の山 ④ 寺社仏閣のある風景
- ⑤ 美郷町ラベンダー園 ⑥ 大台野広場
- ⑦ 雁の里山本公園 ⑧ 町内温泉
- ⑨ 町内の観光施設 ⑩ 町内の景勝地

(2)イベント部門

- ① 六郷のカマクラ行事 ② 清水まつり
- ③ 舟ッコ流し ④ 全県かけ唄大会

申・問 町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909 E-mail:kanko@town.misato.akita.jp